

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2024 年 6 月 3 日

ティアンドエスグループ株式会社
ティアンドエス株式会社

2024年6月3日

吸収分割に係る事後開示書類

横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
ティアンドエスグループ株式会社
代表取締役執行役員社長 武川 義浩

横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
ティアンドエス株式会社
代表取締役社長 三橋 茂

ティアンドエスグループ株式会社（2024年6月1日付でティアンドエス株式会社から商号変更。以下、「分割会社」という。）とティアンドエス株式会社（2024年6月1日付でティアンドエス分割準備株式会社から商号変更。以下、「承継会社」という。）は、2024年1月30日付で締結した吸収分割契約書（以下、「本吸収分割契約書」という。）に基づき、2024年6月1日を効力発生日として、分割会社がシステム開発及びその関連サービスの事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2024年6月1日
2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
 - （1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）
本吸収分割について、会社法第784条の2の規定に基づき、分割会社に対して吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。
 - （2）会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
分割会社は、会社法第785条第3項及び第4項の規定に基づき、2024年5月10日付で株主に対して電子公告を行いました。同条第1項に従い分割会社に対して株式の買取請求をした株主はありませんでした。
 - （3）会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
本吸収分割においては、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
分割会社は、承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。
3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）
承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 に基づき、承継会社に対して本吸収分割の差止めを請求した株主は存在しませんでした。
- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
承継会社の株主は分割会社のみであり、分割会社の同意をもって承継会社の株主総会の承認決議を経ていることから、反対株主は存在せず該当事項はありません。
- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2024 年 4 月 30 日付で債権者に対して官報による公告を行いました。債権者から異議の申述はありませんでした。
また、承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2024 年 4 月 30 日付で知れている債権者に対し本吸収分割に対する異議申述の各別の催告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申出はありませんでした。
4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 6 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約書に基づき、分割会社のシステム開発及びその関連サービスの事業に関して有する権利義務を承継いたしました。
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記の申請は、いずれも 2024 年 6 月 1 日以降速やかに行う予定です。
6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以 上